

議案第56号

日野町印鑑条例の一部改正について

日野町印鑑条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年9月9日提出

日野町長 塔 田 淳 一

日野町印鑑条例の改正が必要な理由と概要

1 背景及び趣旨

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成 31 年法律第 152 号）が平成 31 年 4 月 17 日公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領（昭和 49 年自治振第 10 号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）の一部が改正され令和元年 11 月 5 日から実施されるため、日野町印鑑条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

- (1) 住民票等への旧氏記載が可能となることに伴い、登録印鑑として旧氏の印鑑を追加する。
- (2) 住民票に記載されている旧氏を登録印鑑としている者が旧氏を変更した場合（登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。）その者に係る印鑑の登録をまっ消する。

3 附則

この条例は、令和元年 11 月 5 日から施行する。

日野町印鑑条例の一部を改正する条例

日野町印鑑条例（昭和53年日野町条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の1に該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録された氏名、氏、名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号。以下「令」という。)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)若しくは通称(令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格、<u>その他氏名、旧氏又は通称以外</u>の事項で表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調整する住民票にあっては、記録。以下同じ。))がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票</p>	<p>(登録の拒否)</p> <p>第5条 町長は、登録を受けようとする印鑑が次の各号の1に該当する場合には、当該印鑑の登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1) 住民基本台帳に記録された氏名、氏、名若しくは通称(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。)又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表されていないもの</p> <p>(2) 職業、資格その他の事項で表しているもの</p> <p>(3)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 町長は、印鑑登録原票(以下「印鑑票」という。)を備え、第4条の規定により印鑑の登録を受ける者について、印鑑票に次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)</p>

<p>に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(8) 略</p> <p>(登録のまつ消等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号の1に該当するときは、当該印鑑の登録をまつ消しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 氏名、氏(氏に変更があつた者にあつては住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がない場合を除く。)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(4)～(8) 略</p> <p>(登録のまつ消等)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 町長は、印鑑の登録を受けている者が、次の各号の1に該当するときは、当該印鑑の登録をまつ消しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 氏名、氏又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)を変更したとき(登録されている印影を変更する必要がない場合を除く。)</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 略</p>
---	--

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。